

インバウンド向けノベルティ制作業務委託仕様書

1 委託業務名

インバウンド向けノベルティ制作業務

2 趣旨

インバウンド向けに配布する宣伝用ノベルティを制作するもの。

3 業務内容

(1) ノベルティ 制作 一式

(デザイン制作、編集、印刷、納品を行うこと。)

ア ステッカーシール (繁体字)

- ・数量：1,000 枚
- ・サイズ：直径 100mm を基本とすること。
- ・素材等：カラー印刷、白塩ビ、強粘着タイプ、耐候インキ
※キャリーケースへの貼付等、屋外利用も想定していること
- ・デザイン：「岩手縣」の文字及びイラストを入れること。イラスト素材は県が提供する。

イ ステッカーシール (英語)

- ・数量：3,000 枚
- ・サイズ：直径 100mm を基本とすること。
- ・素材等：カラー印刷、白塩ビ、強粘着タイプ、耐候インキ
※キャリーケースへの貼付等、屋外利用も想定していること
- ・デザイン：「IWATE」の文字及びイラストを入れること。イラスト素材は県が提供する。

ウ 缶バッジ

3 種類のデザインを制作すること。

- ・数量：各 1,000 個 (1,000 個×3 種類 計 3,000 個)
- ・サイズ等：直径 45mm を基本とする。片面カラーとする。
- ・デザイン：イラスト素材は県が提供する。

(2) 納品場所

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 (岩手県盛岡市内丸 10-1)

(3) 上記(1)に係る必要な一連の手続き

4 業務期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日まで

5 その他

- ・各ノベルティの実物の直径サイズは、指定値から前後 3mm の範囲内とすること。
- ・委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対してあらかじめ文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行に

つき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。